

岩美町立岩美中学校いじめ防止基本方針

岩美町立岩美中学校

令和元年4月30日改訂

1 はじめに

いじめは、当該生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れもあり、人として絶対に許されない卑劣な行為である。また、いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうる可能性があり、すべての生徒に関係する問題である。生徒がいじめを行わず、また、いじめを認識しながら放置することがないように、生徒のいじめに対する理解を深めるとともに自他を大切にす感性を高める指導が大切であると考えます。

本校が実施するQ-U検査や生活振り返りアンケート、人権学習アンケートの結果を見ると、学校生活の中で友だちづき合いが上手くいかず苦慮している生徒も少なからず見受けられる。そこで、行事を通じた人間関係作りや生徒会活動、道徳教育などを通して生徒の自尊感情や自己有用感の高揚を図り、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送り、心豊かに成長していけるよう全校をあげて生徒の指導にあたっていかなければならない。

さらに、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処）の対策は、学校のみならず、家庭、地域、関係機関がそれぞれの立場からその責務を果たし、連携して取り組んでいくことが大切である。岩美中学校では、いじめ防止に対応するために、次のことに重点的に取り組む。

- | | | |
|-------------|------------|-------------|
| ① 未然防止 | ② 早期発見 | ③ 迅速で組織的な対応 |
| ④ 家庭・地域との連携 | ⑤ 関係機関との連携 | |

そして、これらの取り組みをより実効的に行うために、校内に「岩美中学校いじめ防止対策委員会」を設置する。

【岩美中学校いじめ防止対策委員会】

<メンバー> 学校長 教頭 教務主任 各学年主任 生徒指導主事
各分掌部長 教育相談担当 養護教諭 (S C) (S S W)
(人権教育主任) (学級担任) (部活動顧問)

※この会は生徒指導主事が主査として運営する。

※()内は、必要に応じて召集する。

本委員会は、いじめ問題に組織的に対応するにあたっての中核となり、主に以下の役割を担う。

- 「岩美町立岩美中学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施や年間計画の作成・実行・検証・修正 [未然防止]
- いじめの相談・通報の窓口としての役割 [早期発見]
- いじめの疑いに関する情報の収集と記録および共有 [早期発見]
- いじめの疑いに関する緊急会議の開催 [迅速で組織的な対応]
 - ・いじめの情報の迅速な共有
 - ・関係生徒からの事実関係の聴取
 - ・いじめかどうかの判断
- いじめであると判断された後の対応 [迅速で組織的な対応]
 - ・指導、支援体制および対応方針の決定
 - ・保護者との連携
- 「岩美町立岩美中学校いじめ防止基本方針」が実情に即して機能しているかの点検およびP D C Aサイクルによる見直し [家庭・地域との連携]
 - ・保護者や地域住民、および、生徒からの意見を積極的に受け入れる。
- 「岩美町立岩美中学校いじめ防止基本方針」の学校内外への周知徹底 [家庭・地域との連携]
 - ・学校HPへの掲載
 - ・保護者への説明
 - ・生徒への説明
 - ・教職員への説明

2 岩美中学校のいじめ防止

(1) いじめ問題に対する基本的な考え方

○いじめの定義

「当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的、または、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいじめとする。（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

※いじめかどうかの判断は、表面的・形式的に行うことなく、対象の児童生徒の立場に立って行う。

具体的には、以下のようなものが考えられる。

- ◆ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ◆ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ◆ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ◆ 金品を強要される。
- ◆ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ◆ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ◆ PCや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

※被害生徒が「大丈夫です。」と答えても、上記のような事象はいじめとして認知し、背景を調査した上で指導していく。

※喧嘩やふざけ合いであっても、背景にある事情を調査し、生徒が感じている被害性に着目し、いじめに該当するかどうか判断する。

<いじめ問題に関する基本認識>

- ・「弱い者をいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つこと。
- ・いじめられている児童・生徒の側に立った親身な指導を行うこと。
- ・いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導のあり方が問われる問題であること。
- ・家庭・学校・地域社会などすべての関係者が、それぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること。

（文部科学省：学校におけるいじめ問題に関する基本認識と取り組みのポイント）

○いじめは、どの子どもにも、どの学校でもおこりうるもの

とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験すると言われている。したがって、いじめ防止の取り組みは、全生徒を対象に行われなければならない。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、生命または身体に重大な危険を生じさせることにつながる。

○いじめは大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われる

大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりする。このことを踏まえ、些細な兆候であっても「いじめではないか？」との疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確にかかわり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知することが必要である。

○いじめが生まれる背景にはストレスが関わっていることがある

勉強や人間関係におけるストレスがいじめの要因になっていることがある。学校ではこのことを踏まえ、学習指導や仲間づくりの方法を工夫する必要がある。

○いじめが行われる集団の状況にも問題があることが多い

学級や部活動等でのいじめが行われる集団が無秩序であったり閉鎖的であったりすると、いじめは助長されやすくなる。また、「聴衆」としてはやし立てたりする存在や、いじめに暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在も問題である。集団全体にいじめを許さない雰囲気をつくることが大切である。

(2) 学校教育目標といじめ防止の取り組み

本校では、『みずから学び みずから鍛え みんなと生きる』を体現する生徒の育成』を掲げ、自ら課題意識を持ち主体的に学習に臨み、失敗を恐れず挑戦する気概や困難に打ち勝つ強い精神力で自らの夢や希望の実現に向かって努力しようとする心身ともに健全な生徒の育成を目指している。学びを十分に体得した子どもは達成感や成就感を感じ、更なる意欲を持って次の学習へ進むことができる。また、道徳の価値意識を深められた子どもは、互いを大切に、良さを認め合い、相手の立場に立って考え行動することができる。このような子どもたちが集う集団では、自己有用感や自己肯定感が育まれ、協調性に満ちた空間が存在すると考えられる。そして、このような空間では、いじめが生じる余地はなく、誰もが友人や教職員を信頼して安心・安全な学校生活を送ることができる。本校の教育目標を具現化する教育活動は、いじめ防止に直結する取り組みであると考ええる。

3 いじめを未然に防止するために

本校では、「生徒が心の通い合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や学校・学年行事に参加し、活動できるような授業や集団づくり」がいじめの未然防止の基本となると考え、次のことに取り組む。

(1) いじめを許さない雰囲気づくり

全校集会で教職員がいじめ問題について指導したり、学級活動の時間でいじめ問題を取り上げて生徒が話し合ったりすることで、学校全体に「いじめは絶対に許されない」という雰囲気を醸成するよう努める。そして、いじめに直面した時に、いじめを認知しながら放置したり、見て見ぬふりをしたりすることがないように、教職員や周囲の大人に伝えることのできる生徒の育成を目指す。

(2) 豊かな情操と道徳心の育成

自他の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を養うことは、いじめ防止に不可欠である。普段から学校教育活動全体を通じて道徳教育や人権教育の充実に努めるとともに、地域行事への積極的参画を促し、社会貢献の機会を設定する。

(3) コミュニケーション能力の育成

伝え合う力やわかり合う力が不足することで生じるトラブルがいじめへと発展しないように、円滑なコミュニケーション能力の育成は大切である。本校では「Iwami10 Skills」を意識した授業づくりや評価を通して、意見の相違があっても互いを認めながら調整・解決できる力や、自分の言動が周囲に与える影響を判断して行動できる力などを養う。

(4) わかる授業づくりの実践

学習内容が十分に理解できない、授業についていけない、といったことからくる焦りや劣等感が、過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にしたわかりやすい授業づくりを目指す。

(5) 自己有用感や自己肯定感の育成

ねたみや嫉妬などのいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校教育活動全般を通じて取り組む。学校行事では、誰もが責任ある活動の場を与えられ、全体の役に立っているという思いを抱くことができるような工夫（運動会・文化祭での「一人一役」と振り返りなど）を行う。

(6) 情報モラル教育の実践

インターネットを通じて行われるいじめ事案の増加や悪質化を踏まえ、情報モラル教育に力を入れる。(各学年とも各学期に「道徳」で最低1回実践) 発信された情報の高度の流通性や発信者の匿名性などからいじめが起りやすい現状を学び、加害者にも被害者にもならない強い意志を持てる生徒の育成に努める。また、保護者啓発にも取り組む。

(7) 教職員の対応と意識の向上

教職員が研ぎ澄まされた人権感覚で生徒の指導にあたることのできるよう、いじめの態様や特質、原因や背景、具体的な指導上の留意点などについて、日頃から校内研修や職員会議等で教職員全員への周知を図るよう努める。また、教職員同士の日常的なつながりや同僚性を向上させることで、一人の教員が問題を抱え込むことなく、他の教職員への相談や管理職への報告ができる風通しの良い職員集団をつくるよう努める。

4 いじめの早期発見に向けて

いじめの早期発見は、迅速な対応への前提となるものである。教職員や保護者等すべての大人が連携して、生徒の些細な変化に気づくことが必要である。また、気づいたことは速やかに関係職員に伝えられ、その報告に基づいて学校として適切な対応が成されなければならない。この観点から本校では、以下のことに取り組む。

(1) 日常の生徒の観察

日々、生徒と接している教職員は、その些細な変化をも気づくことができる存在である。休憩時間や放課後の雑談の中から気になる発言や情報を得られることも多々ある。生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないよう、常にアンテナを高く保つようこころがけたい。

(2) 提出物からの情報収集

生徒が毎日提出するフォーサイトノートは、貴重な情報収集資料と成り得る。学級担任は生徒との文字によるふれあいを通して、彼らの微妙な心の動きを確実にキャッチするよう努める。

(3) 教育相談週間の実施

生徒の実態を把握し、抱えている問題を自ら解決できるよう支援する目的で、年2回の教育相談週間を設ける。相談を希望する生徒は、相談したい教職員を指名でき、指名された教職員は教育相談期間中に相談活動を行うようにする。内容は、学習・部活動・友人や先生との関係・進路など多岐にわたる。相談内容がいじめにつながるおそれがあると判断した場合は、早急な対応を行う。

(4) 定期的なアンケートの実施

年2回の教育相談アンケート、各学期末に実施する生活振り返りアンケートや個別教育相談を実施していじめの早期発見に努める。実施日時や場所を整え、生徒が安心して回答できるよう配慮する。実施後は、学級担任、学年主任が目を通し、教育相談担当、生活指導部長が集約する。いじめと疑われる案件については、生徒指導主事が関係職員と連携して必要な対策を講じる。アンケート結果については、データとして保存し情報を共有する。

(5) 相談室の有効活用

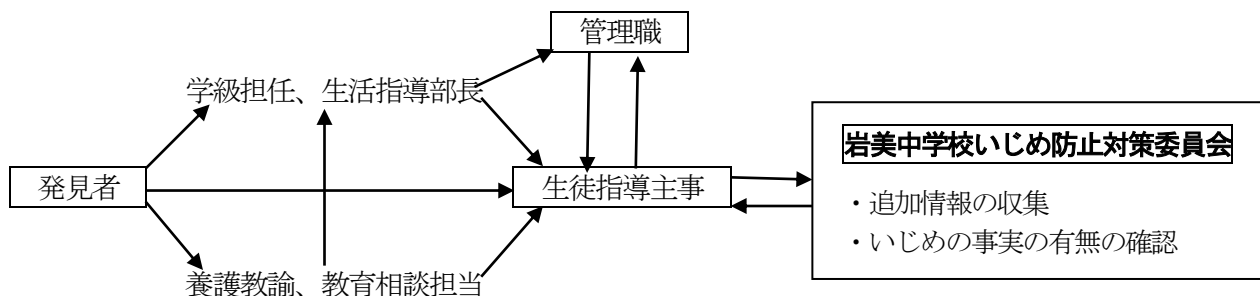
スクールカウンセラーの来校日（毎週1回：木曜午後）に相談室を開設し、生徒・保護者・教職員からの相談があった場合に教育相談活動を実施する。

(6) 外部相談窓口の紹介

電話相談窓口（チャイルドライン）等を紹介し、外部機関との相談希望にも応えられるような体制を整える。

(7) 速やかな情報の報告と共有

生徒の気になる変化や行為に気づいた時は、特定の教職員で抱え込むことなく速やかに関係職員へ報告し、情報を共有して迅速で組織的な対応へとつなげなければならない。そのための情報の報告・共有ルートを以下のように定める。



(8) インターネット上のいじめへの対応

学校単独の取り組みでは発見が難しく、いじめが短期間で深刻化しやすいという特徴を考慮して、岩美町教育委員会と連携して学校ネットパトロールを実施し、早期発見に努める。

5 発覚したいじめへの対応

(1) いじめの組織的対応

いじめと疑われる事案が確認された場合は、直ちに「いじめ防止対策委員会」による組織的対応へと移る。

(2) いじめ対応の基本的な流れ

- 1 的確な追加情報の収集
- 2 いじめの事実の有無の確認（岩美中学校いじめ防止対策委員会）
- 3 調査によるより詳しい実態把握
- 4 解決に向けた援助・指導（被害生徒・保護者、加害生徒・保護者、いじめが起きた集団に対し）
- 5 継続指導・経過観察
- 6 再発防止

(3) いじめを受けた、いじめを行った生徒やその保護者への対応

<いじめを受けた生徒に対して>

- ・徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、心の安定を図る。
- ・「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝え、自尊感情を高めるよう留意する。
- ・必要に応じてSCによる相談活動、専門機関との連携を行う。
- ・保護者には事実関係、学校の指導方針など適切な情報提供を行い、連携をお願いする。

<いじめたとされる生徒に対して>

- ・事実確認を行い、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。

学校長および教員は、教育上必要があると認められる場合、いじめを行った生徒に対し、適切に懲戒を加える場合があります。（いじめ防止対策推進法第25条）

また、学校は、必要があると認めるときは、いじめを行った生徒に対して、別室で学習を行わせる等、被害生徒が安心して教育を受けられるようにするための対策を講じます。

- ・責任や謝罪を形式的に問うのではなく、人格の成長に主眼を置いた指導を心がける。
- ・保護者には事実関係、学校の指導方針など適切な情報提供を行い、連携をお願いする。

<周りの生徒に対して>

- ・当事者間の問題にとどめず、学級・学年・部活動等の所属集団全体の問題として捉え、働きかけを行う。

(4) 犯罪行為として扱ういじめ

犯罪行為として取り扱われるべきいじめ事案と認められる時は、学校は所轄警察署と連携して対処する。とくに生徒の生命、身体、または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、援助を要請する。（法第23条6項）

(5) いじめの解消

教職員は、いじめが解消するまで継続的に見守り、支援を行う。いじめが「解消している」状態とは・・・

○いじめに係る行為が止んでいる状態が相当な期間継続していること

○いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

であり、他の事情も勘案して判断する。

(6) 経過観察と確実な引継ぎ

いじめ解消後も、いじめが再発する可能性があることを踏まえ、継続的な観察を行います。継続的な指導や支援を行うため、いじめの経過や指導事項を記録した生徒指導記録簿を作成し、生徒が卒業するまで引き継ぐ。

6 重大事態への対応について

(1) いじめの重大事態とは

◆いじめにより生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがあると岩美町教育委員会および学校が認める場合

- ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- 等を想定

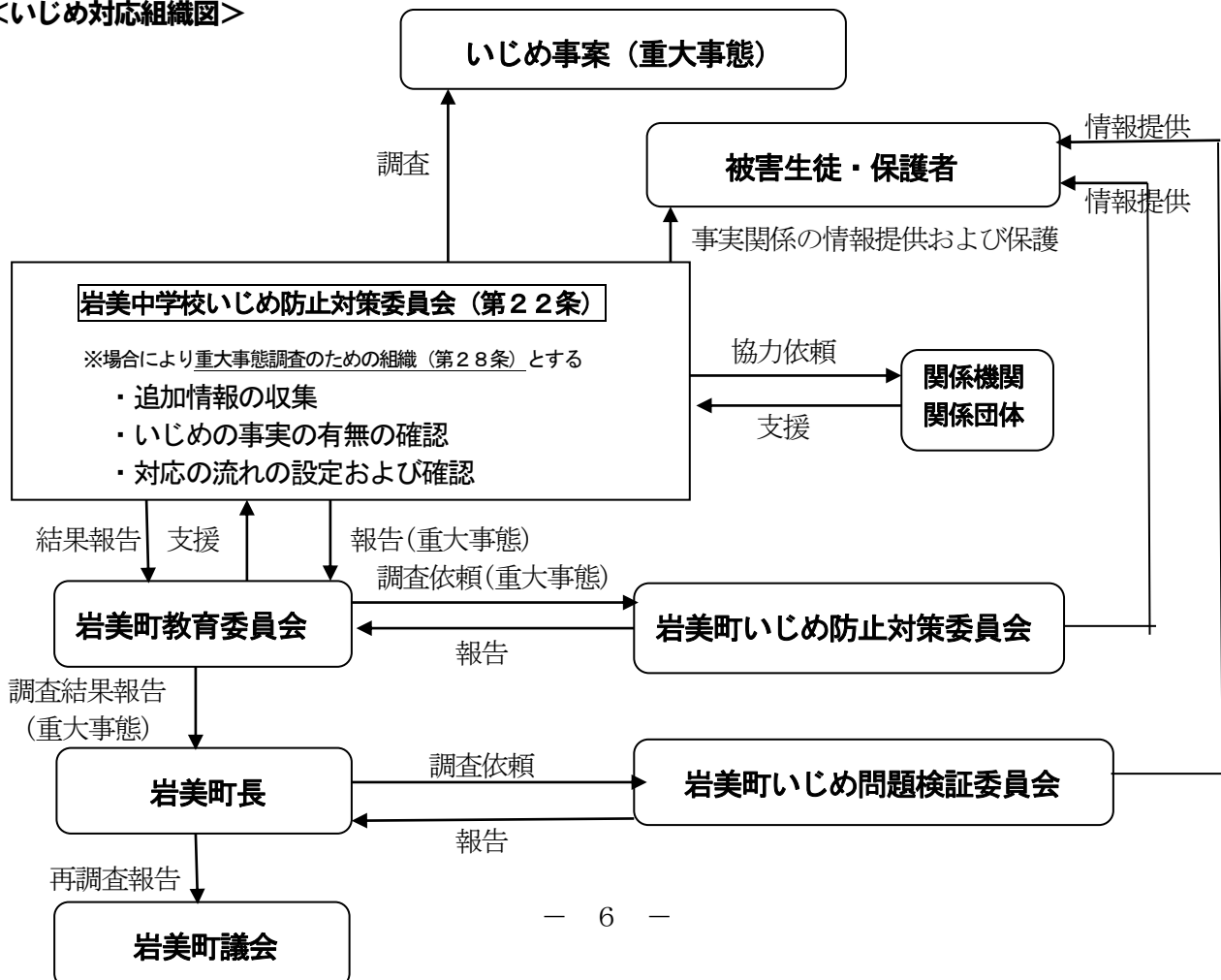
- ◆いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると岩美町教育委員会および学校が認める場合
 - ・年間30日以上を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席している場合は、30日に達していなくても迅速に調査に着手する。
- ◆生徒の保護者から、いじめによる重大な被害が生じたという申し立てがあった場合は、重大事態が発生したものと報告・調査等にあたる。

(2) 重大事態が発生した場合

急を要する場合が多いので、速やかに岩美町教育委員会に報告するとともに、早急に5(2)「いじめ対応の基本的な流れ」に沿って対応する。その際は、次の点に留意する。

- 1 「岩美中学校いじめ防止対策委員会」のメンバーに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の心理や福祉の専門家に加わってもらい、専門的見地からの適切な助言を得るようにする。また、学校関係者以外の方の参加を得ることで、調査や判断の公平性・中立性の確保を行う。
- 2 いじめ事案が犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、被害生徒を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく所轄警察署と相談して対応する。
- 3 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。
- 4 いじめ事案がインターネット上の不適切な書き込み等によるものである場合は、被害の拡大を避けるため直ちに削除する措置をとる。また、学校単独での対応が困難と判断した場合には、岩美町教育委員会と相談しながら対応を考える。必要に応じて、法務局または地方法務局へ協力を求める。
- 5 学校主体の調査では重大事態への対処や同種のいじめの防止が十分ではないと岩美町教育委員会が判断する場合、また、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合は、岩美町いじめ防止対策委員会が調査を代わりに行うことがある。

<いじめ対応組織図>



7 地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校関係者と家庭・地域との連携が必要である。「岩美中学校いじめ防止基本方針」について保護者や地域住民の理解を得ることで、家庭や地域に対していじめ問題についての認識を広め、また、家庭訪問や各種通信（学校だよりや学年・学級だより等）を通じて家庭との緊密な連携・協力を図る。

8 関係機関との連携

いじめ問題への対応においては、学校や教育委員会において加害生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果をあげることが困難な場合などには、関係機関との適切な連携が必要となる。

1 岩美町教育委員会

生徒がいじめを受けていると思われる時は、速やかにいじめの有無を確認する措置を講ずるとともに、その結果を岩美町教育委員会に報告しなければならない。（いじめ防止対策推進法第23条第2項）

同時に、教育委員会から必要な指導や適切な支援を受ける。また、重大事態において、岩美町いじめ防止対策委員会による実態調査が行われる場合はその指示に従う。

2 鳥取県警察本部、鳥取警察署、岩美幹部派出所、駐在所

3 児童相談所

4 鳥取市こども発達・家庭支援センター

5 鳥取地方法務局

6 専門家（弁護士、精神科医、小児科医、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー等）

7 地域住民（PTA、青少年健全育成協議会、民生委員、主任児童委員、人権擁護委員等）